

## 一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構

### 確認検査業務手数料規程

#### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、別に定める「一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構(以下「機構」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

#### (確認の申請手数料)

第 2 条 業務規程第 17 条第 5 項および確認検査業務約款に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、【別表第 1】に掲げるとおりとする。

2 【別表第 1】の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。但し、この項に無いケースの場合は、計画変更床面積算定準則(平成 11 年 4 月 28 日住指発第 202 号)を準用する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積を対象とする。

(2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は、当該計画の変更にかかる部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)但し、当センター以外の指定確認検査機関等で確認済証を交付した物件については、全床面積を対象とする。

(3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合は、当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一但し、当センター以外の指定確認検査機関等で確認済証を交付した物件については、全床面積を対象とする。

3 建築設備、工作物の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、【別表第 5】に掲げるとおりとする。

4 当財団において防災計画評定業務を実施した建物に係る確認申請手数料の額は、確認申請一件につき、【別表第 2】に掲げるとおりとする。

5 構造計算適合性判定を要する建物に係る確認申請手数料については、上記の確認申請手数料に【別表第 6】に掲げる当センターと構造計算適合性判定機関との調整に係る経費として、適判機関調整手数料を確認申請 1 件ごとに加算する。

6 特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち、確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート 2 基準審査)に係る確認申請手数料については、上記確認申請手数料に【別表第 7】に掲げるルート 2 審査加算手数料を確認申請 1 件ごとに加算する。

#### (中間検査の申請手数料)

第 3 条 業務規程第 29 条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、【別表第 3】に掲げるとおりとする。

#### (完了検査の申請手数料)

第 4 条 業務規程第 35 条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、【別表第 4】に掲げるとおりとする。

2 【別表第3】及び【別表第4】の床面積の合計は、当該検査に係る部分の床面積について算定する。

3 建築設備、工作物の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき【別表第5】に掲げるとおりとする。

**(再検査の申請手数料)**

第5条 中間検査又は完了検査の結果、再検査が必要な場合はその申請内容に応じて【別表第3】から【別表第5】の一部に掲げる申請手数料を再検査申請手数料と読み替える。

**(手数料の減免、追加)**

第6条 確認・検査が効率的に実施できる場合等にあつては、効率の度合いに応じ、申請手数料及び払込みに要する費用を減免することができる。又、前審査・検査課程を他の確認検査機関において実施したもの、あるいは確認・検査を実施するにあたって、別途検証・審査を必要とするものについては、相当の費用を追加する。

2 豊能郡豊能町・能勢町における検査手数料は別表に10,000円を増額する。(同日に複数がある場合は最初の1件のみ)

**(申請書類閲覧等の手数料)**

第7条 確認申請書類等の閲覧又は弁護士法に基づく照会、及び済証等の証明書発行に係る手数料は、1件につき5,000(非課税)円を徴収する。

**(仮使用申請等の検査手数料)**

第8条 業務規程第41条に規定する仮使用認定の手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、【別表第9】に掲げるとおりとする。

2 特定行政庁で行う仮使用認定において、特定行政庁から検査依頼がある場合の手数料は、8,000円(消費税等込み)とする。

【別表第1】 建築物に関する確認申請手数料(非課税) (単位:円)

床面積の合計		手数料の額	
		通常の場合	他機関で確認済証を交付した物件の計画変更
100㎡以下	計画変更で30㎡以下の4号又は型式で特例適用	8,000	26,000
	計画変更で30㎡以下の1~3号又は上記の構造計算付	21,000	36,000
	計画変更で30㎡を超え50㎡以下の4号又は型式で特例適用	14,000	26,000
	計画変更で30㎡を超え50㎡以下の1~3号又は上記の構造計算付	21,000	36,000

	4号又は型式で特例適用	26,000
	1～3号又は上記の構造計算付	36,000
100㎡を超え、200㎡以下	4号又は型式で特例適用	33,000
	1～3号又は上記の構造計算付	36,000
200㎡を超え、500㎡以下	4号又は型式で特例適用	43,000
	1～3号又は上記の構造計算付	69,000
500㎡を超え、1,000㎡以下		82,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以下		112,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以下		182,000
3,000㎡を超え、5,000㎡以下		242,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以下		322,000
10,000㎡を超え、25,000㎡以下		422,000
25,000㎡を超え、50,000㎡以下		522,000
50,000㎡を超え		別途協議

- 機構が確認した計画変更確認申請及び、磁気ディスク等による確認申請は各手数料を2,000円減額する。
- 避難安全検証法等、特殊な審査を必要とする場合は、【別表第8】を加算する。
- 建築基準法第6条確認申請の計画変更(昇降機)は50㎡以下も21,000円とする。
- 1件の確認申請で、複数棟で構造計算がある場合、棟数から1を控除した数に、1棟当たり30,000円を加算する。
- 構造計算付とは建築基準法第20条第四号ロに該当する構造計算書、及び構造設計図書とする。

#### 【別表第2】

当財団において防災計画評定業務を実施した建築物の確認申請手数料（非課税）  
（単位：円）

床面積の合計		手数料の額
100㎡以下	4号又は型式で特例適用	23,000
	1～3号又は上記の構造計算付	32,000
100㎡を超え、200㎡以下	4号又は型式で特例適用	30,000
	1～3号又は上記の構造計算付	32,000

200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以下	4号又は型式で特例適用	39,000
	1～3号又は上記の構造計算付	62,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以下		74,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以下		101,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以下		164,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以下		218,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下		290,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、25,000 m <sup>2</sup> 以下		380,000
25,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以下		470,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え		別途協議

- 磁気ディスク等による確認申請は各手数料を2,000円減額する。

【別表第3】 建築物に関する中間検査申請手数料（非課税）（単位：円）

床面積の合計		手数料の額
100 m <sup>2</sup> 以下	1～3号又は下記の構造計算付	21,000
	4号又は形式で特例適用	19,000
100 m <sup>2</sup> を超え、200 m <sup>2</sup> 以下	1～3号又は下記の構造計算付	32,000
	4号又は形式で特例適用	21,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以下		40,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以下		50,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以下		60,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下		160,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以下		250,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え		別途協議

- 当センターにおいて、住宅瑕疵担保責任保険に係る現場審査と建築確認検査を同時に実施する場合にあっては、建築確認検査手数料から、2,000円を減額する。（建築確認検査申込時に、同保険現場検査を同時に受ける旨、申し出た場合に限る。）
- 同一開発地内において3件以上の建築物の検査を同時に行なう場合（検査申込みも同時の場合に限る）1件につき2,000円を建築確認検査手数料から減額する。  
【ただし、上記の2つを同時に適用することは出来ない。】
- 確認審査を他の確認検査機関で実施したものについては、【別表第3】の金額に当該建物を確認審査するにあたっての確認申請手数料を追加する。
- 再検査の申請手数料について、現地検査を伴わない場合は、一律8,000円とする。（同時検査の場合の手数料減額の対象とはしない。）
- 「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」（期限付き）による再検査の場合は、検査手数料、検査を行わない場合は8,000円を徴収する。

【別表第4】 建築物に関する完了検査申請手数料（非課税）

（単位：円）

床面積の合計		手数料の額	
		特定工程物件 外	特定工程物件
100 m <sup>2</sup> 以下	1～3号又は下記の構造計算付	24,000	22,000
	4号又は形式で特例適用	23,000	21,000
100 m <sup>2</sup> 超 200 m <sup>2</sup> 以下	1～3号又は下記の構造計算付	36,000	32,000
	4号又は形式で特例適用	26,000	24,000
200 m <sup>2</sup> を超、500 m <sup>2</sup> 以下		50,000	45,000
500 m <sup>2</sup> を超、1,000 m <sup>2</sup> 以下		65,000	60,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以下		85,000	80,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下		190,000	170,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以下		300,000	270,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え		別途協議	別途協議

- 同一開発地内において3件以上の建築物、又は昇降機の検査を同時に行なう場合（検査申込みも同時に場合に限る）1件につき2,000円を建築確認検査手数料から減額する。
- 確認審査を他の確認検査機関で実施したものについては、【別表第4】の金額に当該建物を確認審査するにあたっての確認申請手数料を追加する。（但し、中間検査を当方で実施した物件を除く。）
- 再検査の申請手数料について、現地検査を伴わない場合は、一律8,000円とする。（同時検査の場合の手数料減額の対象とはしない。）
- 「検査済証を交付できない旨の通知書」（期限付き）による再検査の場合は、検査手数料を徴収する。なお、「追加説明書」の審査手数料は計画変更申請手数料を準用する。
- 建築物省エネ法の係る適合義務のある建築物の加算については下記による。
  - ・当センターで省エネ適合性判定（モデル建物法）を受けている完了検査は、【別表第4】の金額に20%（加算率）を乗じた額を加算した金額とする。
  - ・当センターで省エネ適合性判定（モデル建物法）を受けていない完了検査は、【別表第4】の金額に40%（加算率）を乗じた額を加算した金額とする。
  - ・建築する部分の一部が省エネ適合性判定の対象となる場合の完了検査手数料は、【別表第4】の金額（省エネ適合性判定に要する部分の床面積に相当）に加算率を乗じた額に対して、省エネ適合性判定を要する部分の床面積を検査対象床面積で除した数値を乗じた額を加算した金額とする。（1,000円未満切り捨て）
  - ・当センターで省エネ適合性判定を受けた完了検査で、申請に係る建築物の再検査が必要な場合の追加手数料は、【別表第4】の金額に50%を乗じた額とする。
  - ・標準入力法、主要室入力法により省エネ適合性判定を受けた建築物に関する完了検査手数料は別途協議とする。

【別表第5】 建築設備、工作物、浄化槽に関する建築確認申請等手数料（非課税）  
（単位：円）

区 分		建築確認申請手数料の額	計画変更申請手数料の額	完了検査申請手数料の額
昇降機① （1～3号建築物に併願の昇降機等を含む）		21,000	11,000	30,000
昇降機② ホームエレベーター、小型昇降機（型式適合認定・型式部材等製造者認証）、小荷物専用昇降機		11,000	7,000	20,000
工作物	高さ5m以下	25,000	10,000	20,000
	高さ5m超10m以下	30,000	15,000	
	高さ10m超20m以下	50,000	25,000	
	高さ20m超	100,000	50,000	
浄化槽		—	8,000 （くみ取りを浄化槽に変更する場合等）	13,000

- 当機構が確認した計画変更確認申請及び、磁気ディスク等による確認申請は各手数料を2,000円減額する。
- 確認審査を他の確認検査機関で実施した物件の計画変更については、確認申請手数料額と同額とする。但し、浄化槽に係る計画変更は21,000円とし、磁気ディスク等による申請の場合は19,000円とする。
- 確認審査を他の確認検査機関で実施した物件の完了検査については、【別表第5】の金額に確認申請手数料相当額を追加する。
- 建築基準法第6条第1項第4号に係る建築物に、ホームエレベーター・小型昇降機（型式適合認定・型式部材等製造者認証）、小荷物専用昇降機（テーブルタイプ）を設置する物件の確認申請手数料は不要とする。
- 完了検査に浄化槽が本体建築物と同時にできる場合は、【別表第5】の金額から8,000円を減額する。（完了検査申請時にその旨申し出た場合に限る）

【別表第6】 適判機関調整手数料（非課税） （単位：円）

200 m <sup>2</sup> 以下	20,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以下	30,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以下	
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以下	
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以下	
3,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以下	
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下	
10,000 m <sup>2</sup> を超え、25,000 m <sup>2</sup> 以下	
25,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以下	
50,000 m <sup>2</sup> を超え	別途協議

【別表第7】 ルート2 審査加算手数料（非課税） （単位：円）

200 m <sup>2</sup> 以下	30,000
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以下	40,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以下	
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以下	50,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以下	
3,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以下	60,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下	別途協議
10,000 m <sup>2</sup> を超え、25,000 m <sup>2</sup> 以下	
25,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以下	
50,000 m <sup>2</sup> を超え	

【別表第8】 避難安全検証法に関する手数料（非課税） （単位：円）

床面積の合計	避難安全検証法	全館避難安全検証法
2,000 m <sup>2</sup> 以下	40,000	48,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下	70,000	84,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	80,000	96,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以下	150,000	180,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以下	230,000	276,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以下	300,000	360,000

【別表第9】 仮使用認定に関する申請手数料（非課税）

（単位：円）

500 m <sup>2</sup> 以下	30,000
500 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以下	40,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以下	50,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え	別途協議

- （附則）この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成12年9月25日から施行する。
- （附則）この規程は、平成13年3月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成19年6月20日から施行する。
- （附則）この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成19年10月29日から施行する。
- （附則）この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成26年8月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成27年2月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- （附則）この規程は、平成27年11月9日から施行する。
- （附則）この規程は、平成28年2月8日から施行する。
- （附則）この規程は、平成29年9月25日から施行する。